

令和7年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

令和7年6月6日

6月6日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第2 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請（知事）
日程第3 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程第4 農用地利用集積等促進計画案への意見
日程第5 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	4番	相	馬	孝 臣
5番	高	橋		透	6番	成	毛	和 弘
7番	芹	川		幹	8番	栗	山	雅 幸
10番	平	川	君	子	11番	高	松	多 可 史
12番	片	野	壽	夫	13番	飯	森	孝
15番	海	老	澤	武	16番	菅	谷	樹 雄
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤 江
19番	伊	藤		寛				

1. 欠席委員 2名

9番	山	田	宏	一	14番	寺	島	美 幸
----	---	---	---	---	-----	---	---	-----

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	嶋	田	静	子
農地班長	佐	々	木	卓	也	副主幹	林		光 夫
主 査	菅	谷	和	美					

開会 午後 2時57分

議 長 本日のまず出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は17名です。欠席委員は、9番 山田宏一委員、14番 寺島美幸委員。
したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議 長 ただいまから令和7年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、3番 鎌形 力委員、16番 菅谷樹雄委員の
2名を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第6 報告第2号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 着座にて失礼します。

議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から8番になります。

整理番号1番及び2ページ、整理番号6番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、農業後継者の息子が親から贈与を受けるものです。

整理番号3番、2ページの整理番号4番及び5番は、自宅や自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものです。

2ページです。

整理番号7番、自作地に近く耕作利便のため、贈与により所有権移転を受けるものです。

3ページになります。

整理番号8番は、譲受人が新規就農のため賃貸借権を設定するものです。

以上8件になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 去る5月26日月曜日、午後3時15分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は8件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、2番 林 勇委員。

2番林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅及び自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、高齢により耕作ができないことから農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、報告を終わります。よろしく申し上げます。

議長 次に、整理番号2番について、3番 鎌形 力委員。

3番鎌形委員 担当のほうから、整理番号2番について、鈴木推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により所有権移転を行うものです。ついては、親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。よろしく申し上げます。

議長 次に、整理番号3番、4番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号3番、4番について、宮負推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

整理番号3番、4番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のいい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、離農及び農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と、それぞれの売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、報告終わります。

議長 次に、整理番号5番、6番について、14番 寺島美幸委員でございますが、本日、欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局主査 整理番号5番及び6番につきまして、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号5番及び6番につきましては、譲渡人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲渡人が遺贈により畑及び田を取得したが、耕作ができないため農地を処分したい意向があり、耕作の利便性及び農業経営の規模拡大を図りたい譲受人とそれぞれ

売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、通年にわたりサツマイモ及び米を耕作することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号7番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、このたび、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自作地から近く耕作利便であり、通年にわたり落花生、サツマイモ、ジャガイモを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号8番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に新規参入をするため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものです。また、当該譲受人から提出された農業経営実施計画書によりますと、申請地では大根の作付計画があり、5年後の作付面積は合計400アールを目標としており、ついでには、農業経営実施計画書の内容においても適性であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

なお、周辺の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは5ページから9ページで、整理番号は1番から16番になります。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号2番、6ページ、整理番号3番、4番、5番、6番、7ページ、整理番号7番、8番、8ページ、整理番号10番、12番、13番、9ページ、整理番号14番及び15番は、事業計画者は異なりますが、転用目的、権利内容及び農地区分のいずれも同一内容のため、一括して説明させていただきます。

転用目的は、いずれも太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

続きまして、7ページ、整理番号9番、転用目的は営農拡大により農業用作業場及び倉庫を建築する計画になります。権利の内容は使用貸借権の設定で、申請地の農地区分は、

農振農用地区域を農業用施設用地とすることから、不許可例外事由Bと判断しました。

続いて8ページ、整理番号11番になります。転用目的は従業員のための駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

9ページの整理番号16番になります。転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権の設定です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

以上16件になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は16件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番から5番について、7番 芹川 幹委員。

7番芹川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○○○○の○○を○○に曲がると○○○○○○○○○があり、その○○です。

譲受人は賃貸アパートに居住していますが、将来の生活設計を考え、○の○○に近い申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では整地のみで、埋立て等はいりません。

排水については、雨水は浸透ますにて宅内処理し、オーバーフロー分を東側道路側溝に放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置して、同じく東側道路側溝に接続し、放流します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

整理番号2番から5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

を得るため、太陽光発電施設を設置するものであります。

申請地では整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理いたします。

また、被害防除対策としてフェンスを設置いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番について、16番 菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 整理番号9番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇から〇へ〇〇メートルほど行った〇〇〇〇の〇〇〇です。

譲受人は、隣接地で農産物の生産、加工、流通及び販売を行っている〇〇です。現在の作業場は〇〇〇〇内の倉庫の一角にあり、手狭になってきており、作業効率を考慮し、現作業場及び倉庫に隣接する申請地に新たに作業場1棟、倉庫1棟及び駐車場を設けるものです。

申請地では、一部が周囲の土地より低くなっているため、山砂にて埋め立てる計画です。

排水については、雨水は自然浸透とし、汚水・雑排水は浄化槽で処理後、蒸発散装置により処理します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号10番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かいまして〇〇メートルほど行ったところを〇〇、また〇〇メートルほど行ったところをまた〇〇で、〇メートル行った〇〇にあります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として周囲にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号11番について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号11番について、細野推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇方面へ向かい、〇〇〇の〇〇を過ぎ〇キロほど先にちょっと有名な〇〇〇〇〇〇〇があるんですが、そこから少し行った〇〇です。

譲受人は、〇〇〇〇に所在する〇〇〇〇〇〇〇の製造及び販売を営む法人で、主に〇〇〇〇〇〇〇を製造しております。現在の事業所及び加工場では、従業員の自家用車や来客用の駐車スペースが限られ、資材の搬入車両の待機場所も不足していることから、隣接している申請地に駐車場を設けるものです。

申請地は、山林の状況を呈しており、転用許可後は木々を伐採、除根し、碎石を入れ、整地のみを行う計画です。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号12番から16番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号12番から15番について、現地調査等を行った結果を説明します。

整理番号12番と13番は同一計画であり、そのほかの案件も事業計画者と転用事由が同一なため、一括してご説明いたします。

場所は、整理番号12番及び13番は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇となった〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇し、約〇〇メートル進んだ〇〇になります。

整理番号14番は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇から〇〇へ〇〇を〇〇、約〇〇メートル進んだ〇〇の農地になります。

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、10ページの整理番号1番から19ページの整理番号296番になります。

こちらは、全て農地中間管理権の設定で、面積及び筆数の内訳と合計は、19ページの下段左下に記載のとおりになります。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第4号、整理番号1番から6番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号1番から6番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号1番から6番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の6件の案件を除く290件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の6件の案件を除く290件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の6件の案件を除く290件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は34件です。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は7件です。

以上、報告します。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時40分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人